

# 山梨県公報

号外第四十一号

平成二十二年

五月十四日

金 曜 日

## 目 次

### 企 業 局

- 山梨県企業局事務決裁規程の一部を改正する規程……………
- 山梨県企業局事務委任規程の一部を改正する規程……………
- 山梨県企業局財務規程の一部を改正する規程……………
- 人事委員会……………
- 山梨県人事委員会事務専決規程の一部を改正する訓令……………

## 企 業 局

### 山梨県企業局管理規程第二号

山梨県企業局事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
平成二十二年五月十四日

山梨県公営企業管理者 小 林 勝 己  
山梨県企業局事務決裁規程(昭和四十三年山梨県企業局管理規程第三号)の一部を次のように改正する。

別表第二第五号中「並びに」の下に、「時間外勤務代休時間及び」を加える。  
別表第三の二第三号中「並びに」の下に、「時間外勤務代休時間及び」を加え、同表第五号中「児童手当」の下に、「及び子ども手当」を加える。  
別表第四第三号の二中「児童手当」の下に、「及び子ども手当」を加える。

### 附 則

この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の別表第二第五号及び別表第三の二第三号の規定は、平成二十二年四月一日から適用する。

### 山梨県企業局管理規程第三号

山梨県企業局事務委任規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
平成二十二年五月十四日

山梨県公営企業管理者 小 林 勝 己

山梨県企業局事務委任規程の一部を改正する規程……………  
山梨県企業局事務委任規程(昭和四十三年山梨県企業局管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第三条第四号の二中「児童手当」の下に、「及び子ども手当」を加える。  
第三条の二第三号中「並びに」の下に、「時間外勤務代休時間及び」を加え、同条第五号中「児童手当」の下に、「及び子ども手当」を加える。

### 附 則

この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の第三条の二第三号の規定は、平成二十二年四月一日から適用する。

### 山梨県企業局管理規程第四号

山梨県企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
平成二十二年五月十四日

山梨県公営企業管理者 小 林 勝 己  
山梨県企業局財務規程の一部を改正する規程……………

山梨県企業局財務規程(昭和四十一年山梨県企業局管理規程第三十七号)の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項第十号中「児童手当」の下に、「及び子ども手当」を加える。  
別表中「児童手当」を「児童手当及び子ども手当」に改める。

### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

## 人事委員会

### 山梨県人事委員会訓令第二号

山梨県人事委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成二十二年五月十四日

山梨県人事委員会 委員長 小 澤 義 彦

山梨県人事委員会事務専決規程の一部を改正する訓令……………

山梨県人事委員会事務専決規程(昭和四十五年山梨県人事委員会訓令第一号)の一部を次のように改正する。

第一条第三項第十号中「児童手当」の下に、「及び子ども手当」を加える。

**附 則**

この訓令は、公布の日から施行する。

発行者 山 梨 県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番